

用語の解説

1 農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が次の規定のいずれかを行う者をいう。

(1) 経営耕地面積が 30 アール以上の規模の農業

(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

ア 露地野菜作付面積	15 アール
イ 施設野菜栽培面積	350 平方メートル
ウ 果樹栽培面積	10 アール
エ 露地花き栽培面積	10 アール
オ 施設花き栽培面積	250 平方メートル
カ 搾乳牛飼養頭数	1 頭
キ 肥育牛飼養頭数	1 頭
ク 豚飼養頭数	15 頭
ケ 採卵鶏飼養羽数	150 羽
コ ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
サ その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

(3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ヘクタール以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「林業施業計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林又は伐採を実施した者に限る。）

(4) 農作業の受託の事業

(5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200立方メートル以上の素材を生産した者に限る。）

2 農業経営体

「農林業経営体」の規定のうち(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

3 林業経営体

「農林業経営体」のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

4 家族経営体

1世帯（雇用者の有無は問わない。）で事業を行う者をいう。

なお、農家が法人化した形態である一戸一法人を含む。

5 組織経営体

複数世帯で事業を行う者（「家族経営体」に該当しない者）をいう。

6 法人化している（法人経営体）

「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう。（一戸一法人は含まれる。）

7 農家

平成 27 年 2 月 1 日現在で、経営耕地面積が 10 アール以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が 10 アール未満であっても調査期日前 1 年間の農産物販売金額が 15 万円以上あった世帯をいう。

8 販売農家

経営耕地面積が 30 アール以上又は調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。

9 自給的農家

経営耕地面積が 30 アール未満かつ調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。

10 農事組合法人

農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。

11 株式会社

会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。

12 合名・合資会社

会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。

13 合同会社

会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。

14 相互会社

保険業法（平成 7 年法律第 105 号）に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。

15 農協

農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。

16 森林組合

森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に基づき、組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。

17 その他の各種団体

農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社（第 3 セクター）もここに含める。

18 その他の法人

農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。

19 地方公共団体・財産区

地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。財産区とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。

20 単一経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 8 割以上の経営体をいう。

21 準単一複合経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 6 割以上 8 割未満の経営体をいう。

22 複合経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 6 割未満（販売のなかった経営体を除く。）の経営体をいう。

23 経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）をいい、自家で所有し耕作している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

24 所有耕地

所有耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－耕作放棄地

25 借入耕地

他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

26 貸付耕地

他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。

27 耕作放棄地

以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。

28 主業農家

農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

29 準主業農家

農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

30 副業的農家

調査期日前1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。

31 専業農家

世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は農業以外の自営業に従事した者をいう。）が1人もいない農家をいう。

32 兼業農家

世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。

33 第1種兼業農家

農業所得を主とする兼業農家をいう。

34 第2種兼業農家

農業所得を従とする兼業農家をいう。

35 農業専従者

調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。

36 農業後継者

満 15 歳以上の者で、次の代でその家の農業経営を継承する者（予定者を含む。）をいう。

37 世帯員

原則として住居と生計を共にしている者をいう。出稼ぎに出ている人は含むが、通学や就職のためよそに住んでいる子弟は除く。また、住み込みの雇人も除く。

38 農業従事者

満 15 歳以上の世帯員のうち、調査期日前 1 年間に自営農業に従事した者をいう。

39 農業就業人口

自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前 1 年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

40 基幹的農業従事者

農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

（参考）世帯員の就業状態区分

区 分		仕事への従事状況				
		自営農業 のみに に従事	自営農業とその他の仕事 の両方に従事		その他の 仕事のみ に従事	仕事に従事 しない
			自営農業従事 日数が多い	その他の仕事への 従事日数が多い		
ふだんの 状況	仕事 が主	主に自営農業	農業就業人口	農業従事者		
	主に他に勤務					
	主に農業以外の 自営業					
	主に家事・育児					
	主に学生					
	その他					

41 経営者

男女を問わず、その農業経営に責任を持つ者をいい、集落営農や協業経営の場合は構成員に含めた。農産物の生産又は委託を受けて行う農作業の時期の決定や、作物及び家畜の出荷（販売）時期の決定を行うといった、日常の農業経営における管理運営の中心となっている者をいう。

ただし、農業経営に対する出資のみを行っていて、実際の仕事に従事していない者は含まない。

42 雇用者

雇用者は、農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。）の合計をいう。

43 常雇い

主として農業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でもかまわない。）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人（期間を定めずに雇った人を含む。）のことをいう。

44 臨時雇い

日雇、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人で、手間替え、ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。

なお、農作業を委託した場合の労働は含まない。

また、主に農業経営以外の仕事のために雇っている人が、農繁期などに農業経営のための農作業に従事した場合や、7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含む。

45 貸農園・体験農園等

所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。（自己所有の農地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。）

46 観光農園

農業を営む者が、観光客等の第三者に、ほ場において、自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験又はほ場を鑑賞させて代金を得ている事業をいう。

47 農家民宿

農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき都道府県知事の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡に関わらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。

48 農家レストラン

農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、都道府県知事の許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡に関わらず用いた料理を提供し、代金を得ている事業をいう。

49 環境保全型農業

地域の慣行（地域で従来から行われている方法）に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土づくりを行うなど、環境に配慮した農業をいう。

50 所有山林

実際に所有している山林をいう。

なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林を含む。

また、共有林などのうち、割り替えされない割地（半永久的に利用できる区域）があれば、それも含めた。

51 貸付山林

所有山林のうち、山林として使用するため貸し付けている土地及び分収（土地所有者と造林者が異なり、両者で収益を分配するもの）させている山林をいう。

52 借入山林

単独で山林として使用するため借り入れている土地及び分収している山林をいう。

また、共有林などのうち、割り替えされる割地があれば、それも含めた。

53 保有山林

所有山林から貸付山林（自分の土地を他に分収させている山林を含む。）を除いたものに、借入山林（他人の土地に分収している山林を含む。）を加えたものをいう。

保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林

54 乳用牛

現在搾乳中の牛（乾乳中の牛を含む。）のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛（種牛候補を含む。）及び殺前に一時肥育している乳廃牛をいう。

なお、肉用として肥育している未経産牛や肉用のおす牛、産後すぐ（1週間程度）に肉用として売る予定の子牛は、ここには含めずに肉用牛に含めた。

55 肉用牛

肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛をいう。

乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分しており、乳用種のおすばかりでなく、子取り用めす牛や未経産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は、肉用牛とした。

56 豚

子取り用に飼養している6か月齢以上のめす豚及び自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚をいう。

57 採卵鶏

卵の販売目的で飼養している鶏（ひなどりを含む。）をいう。

種鶏やブロイラー、愛玩用の東天紅・尾長鳥・ちゃぼなどは含まない。

なお、廃鶏も調査期日現在でまだ飼養していれば、便宜上ここに含めた。

58 ブロイラー

当初から食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後3か月未満で肉用として出荷した鶏をいう。肉用種、卵用種は問わない。